「おひとりさま信託」「おひとりさま信託〈生命保険型〉」の特別約定の改定について

2025年1月6日より、商品改定にともない、特別約定を改定いたします。

<改定日> 2025年1月6日(月)

<改定内容> 報酬をお支払いいただくタイミング・報酬の名称および消費税の表示方法

商品改定の詳細は、2024 年 10 月 11 日付「教育資金贈与信託〈愛称: 孫への想い〉 および おひとりさま 信託の報酬変更について」をご参照ください。

特別約定の改定内容については、<新旧対照表>(下線部:変更部分)をご参照ください。

<おひとりさま信託・新旧対照表>

THE STATE OF THE S	利旧对思衣/	71
	改定前	改定後
第1条	(1) この信託契約の目的は、信託され	(1) この信託契約の目的は、信託され
(信託目的等)	た金銭を委託者兼受益者のために	た金銭を委託者兼受益者のために
	利殖すること、および、委託者兼受	利殖すること、および、委託者兼受
	益者の死亡の際に、信託財産を次	益者の生前および死亡の際に、信
	の各号に定める費用の支払いに充	託財産を次の各号に定める費用の
	当のうえ、信託財産を委託者兼受	支払いに充当のうえ、信託財産を
	益者があらかじめ指定した残余財	委託者兼受益者があらかじめ指定
	産の帰属権利者(以下、「帰属権利	した残余財産の帰属権利者(以下、
	者」といいます) に取得させること	「帰属権利者」といいます)に取得
	を目的とします。	させることを目的とします。
	① 委託者兼受益者と「一般社団法人	① 委託者兼受益者と「一般社団法人
	安心サポート」(以下、「社団」とい	安心サポート」(以下、「社団」とい
	います) との間で別途締結された	います)との間で別途締結された
	死後事務委任契約書に基づき発生	死後事務委任契約書に基づき発生
	する報酬	する報酬
	② 委託者兼受益者があらかじめ提出	② 委託者兼受益者があらかじめ提出
	する「おひとりさま信託 未来の縁	する「おひとりさま信託 未来の縁
	-ingノート (以下、「未来の縁-ing	-ingノート (以下、「未来の縁-ing
	ノート」といいます)」死後事務目	ノート」といいます)」死後事務目
	録に基づき、社団が行う死後事務	録に基づき、社団が行う死後事務
	に係る費用	に係る費用
	(2) 委託者兼受益者は、この信託契約	(2) 委託者兼受益者は、この信託契約

	改定前	改定後
	を遡及的に解除 (撤回) することは	を遡及的に解除 (撤回) することは
	できません。また、遺言により信託	できません。また、遺言により信託
	契約 (帰属権利者の指定を含む) の	契約 (帰属権利者の指定を含む) の
	解約・撤回・変更をすることはでき	解約・撤回・変更をすることはでき
	ません。	ません。
	(3) 「未来の縁-ing ノート」を作成い	(3) 「未来の縁-ing ノート」を作成い
	ただけない場合は、本信託をお申	ただけない場合は、本信託をお申
	込みいただくことができません。	込みいただくことができません。
	委託者兼受益者は、本信託申込み	委託者兼受益者は、本信託申込み
	の際、「未来の縁-ing ノート」を記	の際、「未来の縁-ing ノート」を記
	入のうえ、当社に提出するものと	入のうえ、当社に提出するものと
	します。その際、当社がこの信託契	します。その際、当社がこの信託契
	約期間中、第14条に定める委託	約期間中、第14条に定める委託
	者兼受益者の安否確認を行うた	者兼受益者の安否確認を行うた
	め、委託者兼受益者の電話番号を	め、委託者兼受益者の電話番号を
	届け出るものとします。	届け出るものとします。
第8条	第7条第2項および第3項の定めに基	第7条第2項および第3項の定めに基
(解約手数料)	づき信託財産を払い出した際、当社は、	づき信託財産を払い出した際、当社は、
	約款に定める解約手数料に加えて、契	約款に定める解約手数料に加えて、契
	約期間(年数を単位として1年未満は	約期間(年数を単位として1年未満は
	切り捨て)に6千円を乗じた金額およ	切り捨て)に <u>6.6千円(税込)を乗じ</u>
	び消費税等相当額を収受します	た金額を収受します。
第10条	当社は、約款に定める信託報酬に加え	当社は、約款に定める信託報酬に加え
(信託報酬等)	て、次のとおり <u>設定時信託報酬</u> および	て、次のとおり <u>設定時報酬</u> および <u>終了</u>
	終了時信託報酬を収受します。	時報酬を収受します。
	① 当初信託引受時(設定時信託報酬)	① 当初信託引受時(設定時報酬)
	委託者兼受益者は3万円および消	委託者兼受益者は <u>3.3万円(税</u>
	<u>費税等</u> を当社に支払うものとしま	<u>込)</u> を当社に支払うものとします。
	す。設定時信託報酬は信託設定後	設定時報酬は信託設定後直ちに委
	直ちに委託者兼受益者が当社に支	託者兼受益者が当社に支払うもの
	払うものとします。	とします。
	② 信託終了時(終了時信託報酬)	② 信託終了時(終了時報酬)
	委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)	委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)
	の合計額および消費税等を当社に	の合計額を当社に支払うものとし
	支払うものとします。終了時信託	ます。終了時報酬は信託終了時に
	報酬は信託終了時に信託財産の中	信託財産の中から委託者兼受益者
	から委託者兼受益者が当社に支払	が当社に支払うものとします。

改定前	改定後
うものとします。	(ア) <u>11万円(税込)</u>
(ア) <u>10万円</u>	(イ)契約期間(年数を単位として
(イ)契約期間(年数を単位として	1年未満は切り捨て)に <u>6.6</u>
1年未満は切り捨て)に <u>6千</u>	<u>千円(税込)</u> を乗じた金額
<u>円</u> を乗じた金額	

<おひとりさま信託〈生命保険型〉・新旧対照表>

	改定前	改定後
第1条	(1) この信託契約の目的は、信託され	(1) この信託契約の目的は、信託され
(信託目的等)	た金銭を委託者兼受益者のために	た金銭を委託者兼受益者のために
	利殖すること、および、委託者兼受	利殖すること、および、委託者兼受
	益者の <u>死亡の際に</u> 、信託財産を次	益者の生前および死亡の際に、信
	の各号に定める費用の支払いに充	託財産を次の各号に定める費用の
	当のうえ、信託財産を委託者兼受	支払いに充当のうえ、信託財産を
	益者があらかじめ指定した残余財	委託者兼受益者があらかじめ指定
	産の帰属権利者(以下、「帰属権利	した残余財産の帰属権利者(以下、
	者」といいます) に取得させること	「帰属権利者」といいます)に取得
	を目的とします。	させることを目的とします。
	① 委託者兼受益者と「一般社団法人	① 委託者兼受益者と「一般社団法人
	安心サポート」(以下、「社団」とい	安心サポート」(以下、「社団」とい
	います) との間で別途締結された	います) との間で別途締結された
	死後事務委任契約書に基づき発生	死後事務委任契約書に基づき発生
	する報酬	する報酬
	② 委託者兼受益者があらかじめ提出	② 委託者兼受益者があらかじめ提出
	する「おひとりさま信託 未来の縁	する「おひとりさま信託 未来の縁
	-ingノート (以下、「未来の縁-ing	-ingノート(以下、「未来の縁-ing
	ノート」といいます)」死後事務目	ノート」といいます)」死後事務目
	録に基づき、社団が行う死後事務	録に基づき、社団が行う死後事務
	に係る費用	に係る費用
	(2) 委託者兼受益者は、この信託契約	(2) 委託者兼受益者は、この信託契約
	を遡及的に解除(撤回)することは	を遡及的に解除(撤回)することは
	できません。また、遺言により信託	できません。また、遺言により信託
	契約 (帰属権利者の指定を含む) の	契約 (帰属権利者の指定を含む) の
	解約・撤回・変更をすることはでき	解約・撤回・変更をすることはでき
	ません。	ません。
	(3) 「未来の縁-ing ノート」を作成い	(3) 「未来の縁-ing ノート」を作成い
	ただけない場合は、本信託をお申	ただけない場合は、本信託をお申

	改定前	改定後
	込みいただくことができません。	込みいただくことができません。
	委託者兼受益者は、本信託申込み	委託者兼受益者は、本信託申込み
	の際、「未来の縁-ing ノート」を記	の際、「未来の縁-ing ノート」を記
	入のうえ、当社に提出するものと	入のうえ、当社に提出するものと
	します。その際、当社がこの信託契	します。その際、当社がこの信託契
	約期間中、第14条に定める委託	約期間中、第14条に定める委託
	者兼受益者の安否確認を行うた	者兼受益者の安否確認を行うた
	め、委託者兼受益者の電話番号を	め、委託者兼受益者の電話番号を
	届け出るものとします。	届け出るものとします。
第8条	前条第2項、第4項および第6項の定	前条第2項、第4項および第6項の定
(解約手数料)	めに基づき信託財産を払い出した際、	めに基づき信託財産を払い出した際、
	当社は約款に定める解約手数料に加え	当社は約款に定める解約手数料に加え
	て、契約期間(年数を単位として 1 年	て、契約期間(年数を単位として 1 年
	未満は切り捨て)に <u>6千円を乗じた金</u>	未満は切り捨て)に <u>6.6千円(税込)</u>
	額および消費税等相当額を収受しま	を乗じた金額を収受します。
	す。	
第10条	当社は、約款に定める信託報酬に加え	当社は、約款に定める信託報酬に加え
(信託報酬等)	て、次のとおり設定時信託報酬および	て、次のとおり <u>設定時報酬</u> および <u>終了</u>
	終了時信託報酬を収受します。	時報酬を収受します。
	① 当初信託引受時(設定時信託報酬)	① 当初信託引受時(<u>設定時報酬</u>)
	委託者兼受益者は3万円および消	委託者兼受益者は <u>3.3万円(税</u>
	<u>費税等</u> を当社に支払うものとしま	<u>込)</u> を当社に支払うものとします。
	す。 <u>設定時信託報酬</u> は信託設定後	設定時報酬は信託設定後直ちに委
	直ちに委託者兼受益者が当社に支	託者兼受益者が当社に支払うもの
	払うものとします。	とします。
	② 信託終了時(終了時信託報酬)	② 信託終了時(終了時報酬)
	委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)	委託者兼受益者は以下(ア)と(イ)
	の <u>合計額および消費税等</u> を当社に	の <u>合計額</u> を当社に支払うものとし
	支払うものとします。終了時信託	ます。 <u>終了時報酬</u> は信託終了時に
	報酬は信託終了時に信託財産の中	信託財産の中から委託者兼受益者
	から委託者兼受益者が当社に支払	が当社に支払うものとします。
	うものとします。	(ア) <u>11万円(税込)</u>
	(ア) <u>10万円</u>	(イ) 契約期間(年数を単位とし
	(イ) 契約期間(年数を単位とし	て1年未満は切り捨て)に
	て1年未満は切り捨て)に	<u>6.6千円 (税込)</u> を乗じた
	<u>6 千円</u> を乗じた金額	金額